

資本増強行の中小企業向け貸出状況等の公表について

金融再生委員会事務局

平成 1 1 年 1 2 月

1 . 公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営健全化計画の履行状況は、早期健全化法に基づき金融再生委員会において報告を求め、これを公表することとされている。平成 1 1 年 9 月期の履行状況のうち中小企業向け貸出状況等については、国会等で議論がなされていることを踏まえ、本年 3 月に資本増強を行った 1 5 行について、早急に報告を求め、公表することとする。

(注) 全体の履行状況報告については、有価証券報告書提出後に報告を求め、公表することとする。

2 . 本年 3 月に資本増強を行った 1 5 行の平成 1 1 年 9 月期の中小企業向け貸出状況については、4 月から 1 年間の計画上の増加目標は、約 3 兆円となっているが、4 月から半年間で増加した額は、約 7 千億円となっている。

3 . 金融再生委員会としては、各銀行の履行状況を踏まえ、残された期間内に計画目標を達成できるよう、引き続き、努力を促していくこととしている。

国内貸出の状況(実勢ベース・除くインパクトローン)

(億円)

	11/3月末 見込み a	11/3月末 実績 b	11/9月末 実績 c	12/3月末 計画 d	c-b	d-a
興 銀	206,430	206,339	201,949	212,930	▲ 4,390	6,500
第一勧銀	280,478	280,356	287,684	290,478	7,328	10,000
さくら	300,363	300,539	297,558	308,363	▲ 2,981	8,000
富 士	254,618	248,862	258,468	267,968	9,606	13,350
住 友	286,992	287,267	289,441	288,992	2,174	2,000
大 和	107,257	106,422	109,887	115,662	3,465	8,405
三 和	246,439	251,312	248,517	247,228	▲ 2,795	789
東 海	170,769	168,224	167,618	171,849	▲ 606	1,080
あさひ	187,570	190,449	195,582	191,795	5,133	4,225
横 浜	79,556	79,110	78,694	80,641	▲ 416	1,085
三井信託	79,052	79,143	78,249	85,372	▲ 894	6,320
三菱信託	101,269	101,552	102,094	102,269	542	1,000
住友信託	105,600	105,907	107,457	107,700	1,550	2,100
東洋信託	70,490	71,154	72,470	70,843	1,316	353
中央信託	46,118	46,098	47,249	48,021	1,151	1,903
合 計	2,523,001	2,522,734	2,542,917	2,590,111	20,183	67,110

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース・除くインパクトローン)

(億円)

	11/3月末 見込み a	11/3月末 実績 b	11/9月末 実績 c	12/3月末 計画 d	c-b	d-a
興 銀	82,480	83,450	82,567	84,310	▲ 883	1,830
第一勧銀	127,693	129,777	132,307	131,793	2,530	4,100
さくら	145,299	145,215	145,679	147,299	464	2,000
富 士	129,769	124,210	122,542	135,169	▲ 1,668	5,400
住 友	147,582	144,894	148,359	150,582	3,465	3,000
大 和	56,980	55,522	55,469	60,863	▲ 53	3,883
三 和	106,240	106,059	107,217	108,674	1,158	2,434
東 海	82,832	80,339	79,200	84,501	▲ 1,139	1,669
あさひ	74,917	76,005	78,909	75,906	2,904	989
横 浜	34,691	34,921	35,051	35,591	130	900
三井信託	25,244	25,180	24,366	26,864	▲ 814	1,620
三菱信託	44,956	44,995	44,780	45,156	▲ 215	200
住友信託	37,900	38,654	38,868	38,200	214	300
東洋信託	26,144	26,590	26,722	27,039	132	895
中央信託	18,450	18,212	18,860	19,151	648	701
合 計	1,141,177	1,134,023	1,140,896	1,171,098	6,873	29,921

資本増強行の中小企業向け貸出状況等の公表について

金融再生委員会事務局

平成 1 2 年 6 月

1 . 公的資金による資本増強を受けた銀行の経営健全化計画の履行状況については、早期健全化法に基づき金融再生委員会において報告を求め、これを公表することとなっている。計画の初年度である平成12年3月期の履行状況のうち主要行の中小企業向け貸出状況等については、国会等で議論がなされていることを踏まえ、昨年3月に資本増強を行った主要行について、早急に報告を求め、公表することとした。

(注) 全体の履行状況については、各銀行の定時株主総会後に報告を求め、公表することとしたい。

2 . 主要14行の平成12年3月期の中小企業向け貸出状況については、4月から1年間の計画上の増加目標額である約3兆円に対して約4.3兆円の達成状況となっている。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース・除くインパクトローン)

(億円)

	11/3月末 見込み a	11/3月末 実績 b	12/3月末 計画 c	12/3月末 実績 d	年度増加 計画 c-a	年度増加 実績 d-b
興 銀	82,480	77,095	84,310	77,575	1,830	480
第一勧銀	127,693	129,209	131,793	134,497	4,100	5,288
さくら	145,299	145,215	147,299	147,457	2,000	2,242
富 士	129,769	123,293	135,169	129,393	5,400	6,100
住 友	147,582	144,894	150,582	149,264	3,000	4,370
大 和	56,980	55,522	60,863	60,618	3,883	5,096
三 和	106,240	104,980	108,674	109,148	2,434	4,168
東 海	82,832	80,339	84,501	84,755	1,669	4,416
あさひ	74,917	76,005	75,906	82,141	989	6,136
横 浜	34,691	34,921	35,591	35,735	900	814
三菱信託	44,956	36,579	45,156	36,882	200	303
住友信託	37,900	38,654	38,200	38,961	300	307
東洋信託	26,144	26,590	27,039	27,574	895	984
中央三井信託 (旧三井信託)	25,244	25,180	26,864	25,964	1,620	784
中央三井信託 (旧中央信託)	18,450	18,212	19,151	19,249	701	1,037
合 計	1,141,177	1,116,688	1,171,098	1,159,213	29,921	42,525

(注)11/3月末実績については、中小企業に該当するかどうかの精査を行った結果、修正した銀行がある。

国内貸出の状況(実勢ベース・除くインパクトローン)

(億円)

	11/3月末 見込み a	11/3月末 実績 b	12/3月末 計画 c	12/3月末 実績 d	年度増加 計画 c-a	年度増加 実績 d-b
興 銀	206,430	206,339	212,930	201,219	6,500	▲ 5,120
第一勧銀	280,478	280,356	290,478	297,369	10,000	17,013
さくら	300,363	300,539	308,363	300,759	8,000	220
富 士	254,618	248,862	267,968	274,084	13,350	25,222
住 友	286,992	287,267	288,992	290,427	2,000	3,160
大 和	107,257	106,422	115,662	114,688	8,405	8,266
三 和	246,439	251,312	247,228	251,022	789	▲ 290
東 海	170,769	168,224	171,849	173,409	1,080	5,185
あさひ	187,570	190,449	191,795	203,885	4,225	13,436
横 浜	79,556	79,110	80,641	79,197	1,085	87
三菱信託	101,269	101,552	102,269	102,875	1,000	1,323
住友信託	105,600	105,907	107,700	108,266	2,100	2,359
東洋信託	70,490	71,154	70,843	72,906	353	1,752
中央三井信託 (旧三井信託)	79,052	79,143	85,372	80,395	6,320	1,252
中央三井信託 (旧中央信託)	46,118	46,098	48,021	47,779	1,903	1,681
合 計	2,523,001	2,522,734	2,590,111	2,598,280	67,110	75,546

中小企業向け貸出の見込み

平成12年4月4日
全国銀行協会

中小企業向け貸出の見込み（実勢ベース・除くインパクトローン）

平成12年4月4日

（億円）

	11/3月末 残高 見込み a	11/3月末 残高 実績 b	12/3月末 残高 計画 c	12/3月末 残高 見込み d		d - b		c - a
興銀	82,480	83,450	84,310	85,330 ~	85,630	1,880 ~	2,180	1,830
第一勧銀	127,693	129,777	131,793	136,177 ~	136,677	6,400 ~	6,900	4,100
さくら	145,299	145,215	147,299	147,300 ~	147,400	2,085 ~	2,185	2,000
富士	129,769	124,210	135,169	135,200 ~	135,700	11,000 ~	11,500	5,400
住友	147,582	144,894	150,582	149,200 ~	149,700	4,300 ~	4,800	3,000
大和	56,980	55,522	60,863	60,122 ~	60,322	4,600 ~	4,800	3,883
三和	106,240	106,059	108,674	109,100 ~	109,400	3,041 ~	3,341	2,434
東海	82,832	80,339	84,501	84,500 ~	85,000	4,161 ~	4,661	1,669
あさひ	74,917	76,005	75,906	81,700 ~	82,200	5,695 ~	6,195	989
横浜	34,691	34,921	35,591	35,900 ~	36,100	979 ~	1,179	900
三井信託	25,244	25,180	26,864	27,000 ~	27,200	1,820 ~	2,020	1,620
三菱信託	44,956	44,995	45,156	45,295 ~	45,395	300 ~	400	200
住友信託	37,900	38,654	38,200	39,000 ~	39,300	346 ~	646	300
東洋信託	26,144	26,590	27,039	27,500 ~	27,700	910 ~	1,110	895
中央信託	18,450	18,212	19,151	19,160 ~	19,360	948 ~	1,148	701
合計	1,141,177	1,134,023	1,171,098	1,182,484 ~	1,187,084	48,465 ~	53,065	29,921

- 注) 1. 「12/3月末残高見込み」につきましては、あくまでも速報ベースの「概算値」であり、今後、決算確定に伴い変動の可能性がございます。
2. 「d - b」の合計欄は各行の「d - b」を合計。一部銀行で端数処理しているため、合計欄の「d」と「b」との差とは一致しません。

平成11年9月30日
金融再生委員会

経営健全化計画の見直しについての基本的考え方

早期健全化法においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップをすることとなっている。

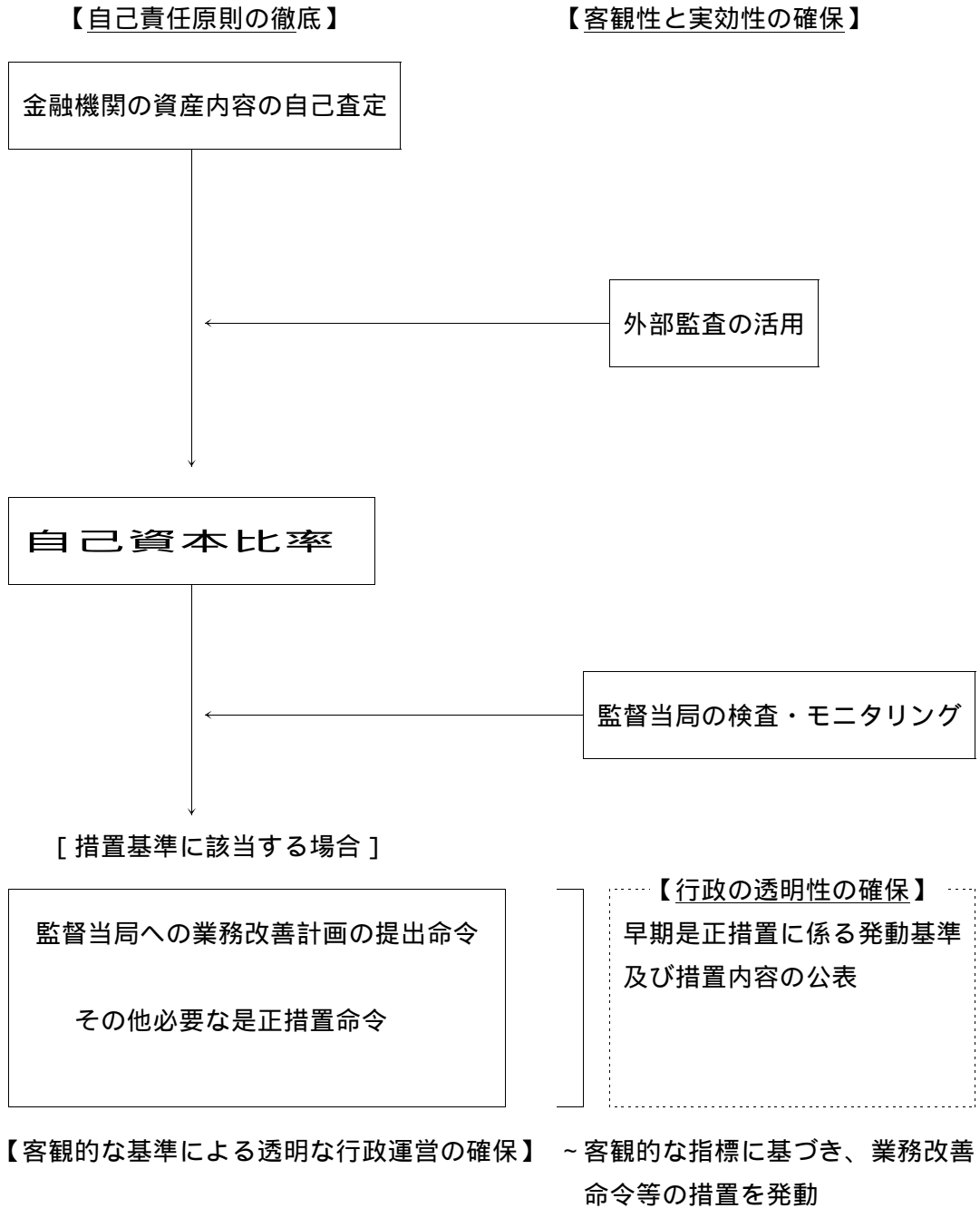
現在提出されている計画は平成15年3月期までとなっているが、計画の見直しは、計画の終期を待って行うのではなく、計画の策定から2年を経過する時期に以後4年間の計画の策定を求めることを原則とする。

(例)平成13年3月期決算の公表時に平成17年3月期までの計画の策定を求める。

計画の見直しに当たっては、原則として、現計画の収益が確保されることを条件とする。現計画の収益を下回る見直しを行う場合には、その理由を厳格に審査し、更なる再編・リストラ及び見直し後の計画に対する責任ある経営体制の確立を条件に認める。

上記の見直しの時期にかかわらず、金融再編への対応等の理由がある場合には随時計画の見直しを求める。

早期是正措置制度の概念図



自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準（B I S 基準）

[対象金融機関・・・海外営業拠点（海外支店又は海外現地法人）を有する金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \quad 8\%$

- (参考) 1. 基本的項目 (Tier1) とは、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）の額をいう。
2. 補完的項目 (Tier2) とは、有価証券含み益の45%（低価法の場合）、不動産の再評価額の45%、一般貸倒引当金（リスクアセットの1.25%が算入の上限）、負債性資本調達手段（Upper Tier2 としては永久劣後債等、Lower Tier2 としては期限付劣後ローン等）の合計額をいう。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目における Lower Tier2 は、基本的項目の額の 1 / 2 を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| リスク・ウェイト 0%・・・国債、地方債、現金等。 | リスク・ウェイト 10%・・・政府関係機関債等 |
| リスク・ウェイト 20%・・・金融機関向け債権 | リスク・ウェイト 50%・・・抵当権付住宅ローン |
| リスク・ウェイト 100%・・・通常のローン | |

○ 修正国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

<p>[算式]</p> $\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \quad 4\%$

- (参考) 1. 基本的項目、控除項目、リスク・アセットの算定方法等は国際統一基準と同じ枠組み。
2. 補完的項目については、国際統一基準と異なり、有価証券含み益の45%を含めない。

早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	現行の国際統一基準	修正国内基準	
1	8% 未満	4% 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未満	2% 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所における業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未満	1% 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未満	0% 未満	<p>業務の一部又は全部の停止命令</p> <p>但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。</p> <p>① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。</p> <p>② 含み益を加えた純資産価値が負の値であっても</p> <p>i) それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良資産比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。</p> <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令(銀行法第26条第1項、第27条)を発出することがありうる。

(注2) 第二区分、第二区分の二又は第三区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

金融再生委員会委員長談話

— なみはや銀行について —

1. 昨日、なみはや銀行より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第 68 条第 2 項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を受けた。
2. 金融再生委員会としては、なみはや銀行からの申出及び同行の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第 11 条に基づき公認会計士の北野與志朗氏、弁護士の上田庸男氏及び預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第 14 条に基づき同行に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、なみはや銀行の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。
また、資産劣化防止の観点から、昨日、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発したところであり、同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、なみはや銀行の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同行の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいらる所存である。
また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行よりなみはや銀行の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、なみはや銀行が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、なみはや銀行の預金、インターバンク取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 8 月 7 日

金融監督庁長官談話

1. なみはや銀行に対しては、同行の 11 年 3 月期末の連結自己資本比率の水準、同行から報告された連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、去る 6 月 28 日、早期是正措置命令を発出して自己資本比率の向上を求めるとともに、8 月 4 日、当庁の検査結果（基準日：平成 11 年 3 月 31 日）を通知したところである。
2. こうした中、8 月 6 日、なみはや銀行から金融再生委員会に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 68 条第 2 項に基づく申出があり、当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、本日、金融再生委員会は、同法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。
3. なみはや銀行の業務については、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになる。
なお、資産劣化防止の観点から、同行からの金融再生委員会への申出と同時に、当庁より同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出した。同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

なみはや銀行の概要（平成11年3月期有価証券報告書より）

- 本店所在地 大阪市中央区東心斎橋1丁目5番9号
- 代表者 取締役頭取 吉田進治（よしだ しんじ）
- 総資産 20,038億円
- 預金 16,616億円
- 貸出金 13,329億円
- 資本勘定 457億円（うち資本金 182億円）
- 自己資本比率 単体 2.60%、連結 ▲1.46%
（国内基準） （注）7月30日に算出誤りを修正
- 店舗数 142店舗
〔大阪府 115、兵庫県21、京都府2、愛知県2、奈良県1、
東京都 1〕
- 役員数 2,359名（うち役員10名）

平成11年 8月 7日
金融監督庁検査部なみはや銀行の検査結果について1. 検査基準日：平成11年 3月31日2. 総資産査定結果

(1) 単体ベース

I分類 (II分類、III分類及びIV分類としない資産) 1兆 4,471億円II分類 (個別に適切なリスク管理を要する資産) 3,207億円III分類 (最終の回収に重大な懸念が存する資産) 2,144億円IV分類 (回収不可能又は無価値と判定される資産) 215億円総資産 2兆 0,038億円

(2) 連結ベース

I分類 (II分類、III分類及びIV分類としない資産) 1兆 6,854億円II分類 (個別に適切なリスク管理を要する資産) 3,042億円III分類 (最終の回収に重大な懸念が存する資産) 1,362億円IV分類 (回収不可能又は無価値と判定される資産) 183億円総資産 2兆 1,443億円

3. 自己資本の状況

(1) 単体ベース

自己資本額	457億円
要追加償却・引当見込額	▲ 1,426億円
貸借対照表上の繰延税金資産	▲ 226億円
税効果相当額	78億円
<u>小計</u>	<u>▲ 1,117億円</u>

<u>含み損益</u>	<u>▲ 44億円</u>
(うち有価証券)	▲ 44億円)

(2) 連結ベース

自己資本額	232億円
要追加償却・引当見込額	▲ 956億円
貸借対照表上の繰延税金資産	▲ 215億円
税効果相当額	68億円
<u>小計</u>	<u>▲ 871億円</u>

<u>含み損益</u>	<u>▲ 583億円</u>
(うち有価証券)	▲ 39億円)

(注) 億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（11年3月期）

【単体ベース】

（単位：億円）

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	14,471	3,207	2,144	215	20,038
自己査定 (b)	16,219	3,659	159	0	20,038
(a) - (b)	▲ 1,748	▲ 452	1,985	215	-

（注）億円未満切り捨て。

【連結ベース】

（単位：億円）

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	16,854	3,042	1,362	183	21,443
自己査定 (b)	18,175	2,975	273	19	21,443
(a) - (b)	▲ 1,320	67	1,089	163	-

（注）億円未満切り捨て。

平成 11 年 10 月 2 日

金融再生委員会委員長談話

— 新潟中央銀行について —

1. 昨日、新潟中央銀行より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第 68 条第 1 項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。
2. 金融再生委員会としては、新潟中央銀行からの申出及び同行の資金繰り状況等を踏まえ、本日、金融再生法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第 11 条に基づき公認会計士の松村孝一氏、弁護士の方田徹也氏及び預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第 14 条に基づき同行に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、新潟中央銀行の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。
また、資産劣化防止の観点から、昨日、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発したところであり、同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、新潟中央銀行の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同行の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいらる所存である。
また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行より新潟中央銀行の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、新潟中央銀行が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、新潟中央銀行の預金、インターバンク取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 10 月 2 日

金融監督庁長官談話

1. 新潟中央銀行に対しては、検査結果（基準日：平成10年9月30日）を踏まえた同行の11年3月期末の自己資本比率の水準に鑑み、去る6月11日、早期是正措置命令を発出し、自己資本比率の向上策等を求めていたところである。
2. こうした中、10月1日、新潟中央銀行から金融再生委員会に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第68条第1項に基づく申出があり、当該申出及び同行の資金繰り状況等を踏まえ、本日、金融再生委員会は、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。
3. 新潟中央銀行の業務については、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになる。
なお、資産劣化防止の観点から、同行からの金融再生委員会への申出と同時に、当庁より同行に対し、銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を発出した。同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

新潟中央銀行の概要（平成11年3月末現在）

- 本店所在地 新潟市上大川前通7番町1176番地

- 代表者 取締役頭取 永村弘志(えいむら ひろし) 11.8.25 就任

- 総資産 12,400億円

- 預金 10,540億円

- 貸出金 9,739億円

- 資本勘定 14.7億円（うち資本金 11.1億円）

- 自己資本比率 単体 2.01%、連結 2.02%
（国内基準）

- 店舗数 79店舗
（新潟県68、長野県3、群馬県4、埼玉県2、東京都2）

- 役員数 1,437名（うち役員13名）

平成11年10月2日
大蔵省関東財務局新潟中央銀行の検査結果について1. 検査基準日：平成10年9月30日2. 総資産査定結果

<u>I分類</u> (II分類、III分類及びIV分類としない資産)	<u>8,742億円</u>
<u>II分類</u> (個別に適切なリスク管理を要する資産)	<u>2,469億円</u>
<u>III分類</u> (最終の回収に重大な懸念が存する資産)	<u>612億円</u>
<u>IV分類</u> (回収不可能又は無価値と判定される資産)	<u>272億円</u>
総資産	1兆 2,096億円

3. 自己資本の状況

自己資本額	①	455億円
要追加償却・引当見込額	②	596億円
① - ②		<u>▲ 141億円</u>
<u>含み損益</u>		<u>79億円</u>
(うち有価証券)		15億円)

(注) 億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（10年9月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	8,742	2,469	612	272	12,096
自己査定 (b)	9,751	2,301	43	0	12,096
(a) - (b)	▲ 1,008	167	568	272	—

（注）億円未満切り捨て。

金融再生委員会委員長談話

－ 日本長期信用銀行の譲渡に係る最終契約書の締結について －

- 1 . 日本長期信用銀行（長銀）の譲渡交渉については、昨年 9 月 28 日の覚書の締結以降、12 月 24 日の基本合意書の締結を経て、ニュー・L T C B ・パートナーズ（パートナーズ社）と金融再生委員会及び預金保険機構との間で鋭意、協議、交渉が進められてきた。
- 2 . その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、パートナーズ社、預金保険機構及び長銀の間で同行の譲渡に係る最終契約書を締結することを承認し、これを受けて、パートナーズ社の八城政基氏、ティモシー・C・コリンズ氏及び J ・クリストファー・フラワーズ氏と預金保険機構の松田理事長並びに長銀の安斎頭取の間で、最終契約書が署名・締結されたところである。
- 3 . 今後、金融再生法の規定に従い、預金保険機構により長銀に対する金銭贈与、損失の補てんや同行の資産買取等の所要の措置が講じられ、3 月 1 日に預金保険機構が所有している同行の普通株式がパートナーズ社に譲渡される予定となっている。
- 4 . 長銀の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生並びに我が国金融システムに対する内外の信頼回復により一層資するものと考えている。
- 5 . 当委員会としては、日本債券信用銀行をはじめ現在公的管理下にある他の金融機関についても、極力早期の譲渡を実現するべく引き続き最大限努力してまいり所存である。

金融再生委員会委員長談話

－ 国民銀行の営業譲渡契約の締結について －

- 1 . 国民銀行の譲渡先の選定については、去る 1 月 1 1 日の八千代銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、国民銀行の金融整理管財人と八千代銀行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程両行間で合意に達した。
- 2 . その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、国民銀行と八千代銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、両行の間で営業譲渡契約が調印・締結されたところである。
- 3 . 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、本年 8 月 1 4 日に国民銀行から八千代銀行への営業譲渡が行われる予定となっている。
- 4 . 国民銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
- 5 . 当委員会としては、特別公的管理下にある日本債券信用銀行はもとより、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいり所存である。

金融再生委員会委員長談話

－ 幸福銀行の譲渡先の選定について －

- 1．幸福銀行の譲渡先選定については、これまで同行の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められてきたところであり、金融再生委員会としては、その状況について金融整理管財人より逐次報告を受けてきた。
- 2．そして、本日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、経営体制や事業計画も新規性が認められること等から、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって今後組成する（仮称）「関西さわやかパートナーズ社」により設立される新銀行が譲渡先として最も適当であるとの見解が示され、当委員会においてもその見解を基本的に了承した。これを受けて、本日、幸福銀行と同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたところである。
- 3．当委員会としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。
- 4．今後は、本年7月末までを目途に最終的な営業譲渡契約を締結するべく、金融整理管財人と同ファンドの間で、さらに協議が進められていくこととなるが、金融整理管財人には引き続き幸福銀行の早期譲渡の実現に向けて御尽力いただくようお願いしたい。

当委員会としても、営業譲渡契約の締結が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、今後とも金融整理管財人を最大限支援してまいり所存である。

金融再生委員会委員長談話

－ なみはや銀行の譲渡先の選定について －

- 1 . なみはや銀行の譲渡先選定については、これまで同行の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められてきたところであり、金融再生委員会としては、その状況について金融整理管財人より逐次報告を受けてきた。
- 2 . そして、本日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、事業計画の現実性も高いと認められること等から、大和銀行及び近畿大阪銀行が譲渡先として最も適当であるとの見解が示された。これを受けて、当委員会においても両行をなみはや銀行の譲渡先とすることを了承し、本日、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたところである。
- 3 . 当委員会としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。
- 4 . 今後は、金融整理管財人と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で、本年 7 月末までを目途に営業譲渡契約を締結するべく、さらに協議が進められていくこととなるが、金融整理管財人には引き続きなみはや銀行の早期譲渡の実現に向けて御尽力いただくようお願いしたい。
当委員会としても、営業譲渡契約の締結が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、今後とも金融整理管財人を最大限支援してまいり所存である。

移管にともない具体的に採った措置

11. 8. 11 「信用組合の移管に際しての準備作業について」
更なる実態把握を行う必要がある信用組合を選定し、個々の組合の実態に応じた具体的な対応方針を策定することを、都道府県に対し依頼。
11. 11. 12 「信用組合の事務移管にかかるブロック別説明会」
～
11. 12. 3 都道府県が保管する信用組合検査・監督にかかる一切の書類を漏れることなく国に移管する必要があることから、検査部、監督部で『事務引継要領』を作成し、各財務局に配布するとともに、全国6ヶ所において財務局職員及び都道府県職員を対象に、引継方法について説明を行った。
12. 1. 17 「信用組合移管円滑化のためのプロジェクトチーム設置」
信用組合が地域金融において重要な役割を果たしており、国への円滑な移管を行う必要があることから、金融監督庁、金融再生委員会及び大蔵省の金融当局が相互に緊密な連携を図りつつ、移管を円滑に推進し、各部・各課による国の直接の監督が滞りなく行えるようプロジェクトチームの設置を行った。
〔メンバー〕
金融監督庁：審議官、検査総括課長、監督総括課長
監督企画官
金融再生委員会：金融危機管理課長
大 蔵 省：地方課長、信用機構室長
12. 2. 16 「信用組合移管後の検査・監督事務に係る事前説明会」
～
12. 3. 28 都道府県から国への検査・監督事務の移管後の円滑な事務運営に資する観点から、すべての信用組合を対象に各財務局・財務事務所等において説明を行なった。

12. 3 . 1 「信用組合検査・監督事務の移管に係る連絡会議」
移管実施まで1ヶ月となり、目前に迫った事務移管の円滑な実施にむけ、
移管前後の検査・監督の姿勢や懸案事項の引継状況等について中央レベル
で確認・打合せを行った。
- 〔出席者〕
- 都道府県 : 東京事務所長（東京都は信組担当課副参事）
金融監督庁：審議官、検査総括課長、監督総括課長
監督企画官
大蔵省 : 地方課長
財務(支)局：金融安定監理官、理財部長
12. 4 . 24 「信用組合に対する検査の事前説明会」
~
12. 5 . 11 財務局において、各信用組合の実務担当者を対象に具体的な検査の進め方
等についての説明会を開催した。
12. 4 . 28 「信用組合業界との意見交換会」
- 〔出席者〕
- 金融監督庁 : 長官、次長、審議官、検査部長
検査総括課長、監督総括課長
信用組合業界：各都道府県信用組合協会会長